

学部アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

1 教育の理念・目的

上越教育大学は、21世紀の教育を担う中核的・指導的な教員の養成を目指しています。21世紀という時代に社会がどのように変化していくのかについては、様々なとらえ方が可能です。しかし、はっきりしているのはこれまで以上にあらゆる領域の変化が大きく、そして加速度的に速くなり、その変化に適切に対応することのできる能力の形成と個性の尊重が大きな社会的課題となっていく、ということではないでしょうか。そうした時代にあって、学校教育においても、これまでの知識や経験の枠組みでは十分に対応することが困難な課題や問題が生じてきています。

今、学校教育に求められているのは、様々な問題を的確に発見し、子ども一人ひとりの個性的な学びと生活に創造的に対応することができ、同時に、その解決を支援することのできる新しい形の指導力です。学校に、教員に、極めて高い専門性と自らを高める向上心が、今ほど求められているときはありません。

上越教育大学は、このような教員養成を使命として創設された新しい教育大学です。本学は、昭和53年の発足以来、若々しいエネルギーに満ちあふれ、大学院博士課程を備えたトップクラスの教員養成大学として成長しております。平成12年4月には更なる飛躍を目指して改革を行いました。この改革で、確かな実践的指導力を備えて、21世紀の教育の改善に寄与し、子どもの未来を切り開くことのできる人材を養成していきたいと、私たち上越教育大学は考えています。

本学の教育の理念・目的を理解した個性豊かな学生が多数入学し、恵まれた教育・研究環境の中でそれぞれの可能性を存分に追求しながら教職への夢を実現してほしいと願っています。

2 養成したい教員像

上越教育大学は、21世紀を担う教員像として、教育者としての使命感と教育愛に支えられた人間的な視野、更に深い学識と優れた技能に支えられた総合的な視野、この二つの視野を兼ね備えた教育の専門家を考えています。教員という職業は、豊かな人間性に支えられた専門職です。特にその専門性には、子どもたちの学習と生活を支援でき、そして人類の築き上げた文化を全体として理解・把握する、つまり、様々な学問分野の考え方を整理・統合し、人間の文化的営みを理解できる総合的な能力が求められています。

上越教育大学は、平成12年4月より着手した新たな教育課程によって、人間的な視野と総合的な視野に立った教育のスペシャリストを養成していきたいと考えています。

3 求める学生像

現在、初等中等教育、高等教育の改革が進行し、高等学校、大学それぞれの多様化、個性化が進みつつあります。それに伴って、個人の能力・適性、関心・意欲に応じた個性的、主体的な進路選択が強く求められています。

これからの入学者選抜では、「学生を絞り込む」のではなく、「求める学生を見いだす」ことが大学側に求められ、「大学から選ばれる」のではなく、「大学を主体的に選択する」ことが受験生側に求められています。

上越教育大学では、以下に示す入学者選抜方法によって、「この成績なら、この辺の大学に」という動機で入学する学生よりも、本学の教育の理念・目的を十分に理解し、教職への関心と意欲を持ち、協調性や人間性に優れ、積極的に学習を進めていくことのできる、個人的魅力のある学生を求めています。

<個別学力検査等による選抜〔前期日程〕で求める学生像>

前期日程では、小論文と実技検査を課し、本学の教育課程に適合する資質を備えた学生を受け入れることを目指しています。そのために、この選抜では次にあげるような能力と適性を評価します。

課題探求能力と表現能力に優れ、音楽・美術・体育の実技について基礎的な適性を有する学生

<個別学力検査等による選抜〔後期日程〕で求める学生像>

後期日程では、主として大学入試センター試験の成績に基づいて選抜を行います。この選抜では、次にあげるような学力を有し、本学を「入学したい大学」として積極的に選択する学生を求めています。

バランスのとれた、より高い基礎学力を有する学生

<推薦による選抜で求める学生像>

推薦による選抜では、面接を全員に課し、個別学力検査等による選抜でははかりきれない、次にあげるような魅力のある学生を受け入れることを目指しています。

教員を目指すための明確なビジョンを持ち、それを実現するために継続して努力していきける学生

○上越教育大学教育研究組織規則

(平成20年2月20日)
(規則第1号)

上越教育大学教育研究組織規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第16条第2項の規定に基づき、上越教育大学（以下「本学」という。）の教育研究組織に関し必要な事項を定める。

(教育研究組織の目的)

第2条 本学の教育研究組織は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在を明確にすることを目的として編成する。

(学系)

第3条 学則第16条第1項の規定に基づく学系は、次の表の左欄に掲げるとおり大学院学校教育研究科に置くものとし、同表の右欄に掲げる主な研究領域を専門分野とする教員によって構成する。

学系	主な研究領域
学校教育学系	教育哲学，教育社会学，道德教育，キャリア教育，生徒指導・教育相談，教育経営学，教育制度・行政学，教育方法臨床，学習過程臨床，情報教育，総合学習，教育実践，教育心理学，発達心理学，学校社会心理学，幼児教育学，幼児心理学，保育内容の研究，生活科教育学
臨床・健康教育学系	臨床心理学，障害児教育学，障害児心理学，障害児生理・病理学，障害児指導法，医学，看護学，養護学
人文・社会教育学系	国語学，国文学，漢文学，国語科教育，書写・書道，英語学，英米文学，英語科教育，小学校英語教育，ドイツ文学，歴史学，地理学，法律学，経済学，倫理学，宗教学，社会科教育
自然・生活教育学系	代数学，幾何学，解析学，応用数学，数学科教育，物理学，化学，生物学，地学，理科教育，野外観察，機械工学，電気工学，情報科学，金属加工学，木材加工学，技術科教育，食物学，被服学，保育学，生活経営学，家庭科教育
芸術・体育教育学系	声楽，器楽，作曲，音楽学，音楽科教育，絵画，彫塑，デザイン，工芸，美術理論・美術史，美術科教育，体育学，運動学，学校保健，保健体育科教育

2 教員は、その専門分野に応じ、現に所属する学系以外の学系に所属を変更することができるものとする。

(学系長)

第4条 学長は、前条第1項に規定する各学系に、学則第21条第1項に規定する学系長を

置く。

- 2 学系長は、学長の命を受けて当該学系における管理運営に係る校務を統括し、当該学系所属教員の服務監督責任を負う。

(副学系長)

第5条 学長は、第3条第1項に規定する各学系に、副学系長を置く。

- 2 副学系長は、所属する学系の学系長を補佐する。
- 3 副学系長は、学系長の推薦に基づき当該学系の教授のうちから、学長が指名する。
- 4 副学系長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学系会議)

第6条 各学系に、当該学系の教員をもって構成する学系会議を置く。

- 2 学系会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 当該学系の研究に関する事項
 - (2) 当該学系の運営に関する事項
 - (3) その他学系長が必要と認めた事項
- 3 学系会議は、学系長が招集し、その議長となる。
- 4 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専攻及びコース)

第7条 学則第16条第1項の規定に基づく専攻は、次の表の左欄に掲げるとおり大学院学校教育研究科に置くものとし、当該専攻に同表の右欄に掲げるコースを置くものとする。

専攻	コース
学校教育専攻	学校臨床研究コース 臨床心理学コース 幼児教育コース 特別支援教育コース
教科・領域教育専攻	言語系コース 社会系コース 自然系コース 芸術系コース 生活・健康系コース
教育実践高度化専攻	教育実践リーダーコース 学校運営リーダーコース

- 2 専攻は、当該専攻の教育を担当する教員をもって構成するものとし、複数の専攻で教育を担当する教員にあっては、当該複数の専攻の構成員となるものとする。

(専攻長)

第8条 学長は、前条第1項に規定する各専攻に、学則第21条の2第1項に規定する専攻長を置く。

- 2 専攻長は、学長の命を受けて当該専攻の運営に係る校務を統括し、当該専攻における教育の質的水準の維持・向上に取り組むものとする。

(コース長)

第9条 学長は、第7条第1項に規定する各コースに、コース長を置く。

- 2 コース長は、当該コースの運営に当たるとともに、所属する専攻の専攻長を補佐する。
- 3 コース長は、専攻長の推薦に基づき当該コースの教授のうちから、学長が指名する。この場合において、専攻長は所属するコースのコース長を兼ねることができるものとする。
- 4 コース長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻会議)

第10条 各専攻に、専攻会議を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 当該専攻の教育に関する事項
 - (2) 当該専攻の運営に関する事項
 - (3) その他専攻長が必要と認めた事項
- 2 専攻会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 専攻長
 - (2) コース長
 - (3) その他専攻長が指名した者若干人
 - 3 専攻会議は、専攻長が招集し、その議長となる。
 - 4 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(コース会議)

第11条 専攻会議の下に、当該コースの教育を担当する教員をもって構成するコース会議を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 当該コースの教育に関する事項
 - (2) 当該コースの運営に関する事項
 - (3) その他コース長が必要と認めた事項
- 2 コース会議は、コース長が招集し、その議長となる。
 - 3 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学校教育学部の教育組織)

第12条 学校教育学部の教育の実施に当たっては、第7条に規定する専攻が協力するものとし、当該専攻会議が、対応する専修の教育及び運営に関する事項を併せて所管するものとする。

(教員組織と教育組織の連携等)

第13条 学系長及び専攻長は、教員組織と教育組織の組織的連携体制を担保し、本学における教育研究活動の活性化に努めるものとする。

(細則)

第14条 この規則に定めるもののほか、本学の教育研究組織及びその運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、教育実践高度化専攻の教育実践リーダーコース及び学校運営リーダーコースに置くコース長については、第9条の規定にかかわらず、両コース共通のコース長1人を学長が指名するものとする。
- 3 当分の間、教育実践高度化専攻の教育実践リーダーコース及び学校運営リーダーコースに置くコース会議については、第11条の規定にかかわらず、両コース合同のコース会議を組織するものとし、前項に規定するコース長が議事を運営するものとする。
- 4 この規則の施行後最初に任命される副学系長及びコース長の任期は、第5条第4項及び第9条第4項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとし、再任を妨げない。
- 5 上越教育大学部等の組織運営規則（平成16年規則第6号）は、廃止する。

中期目標ごとの自己評価

1 教育に関する目標(大項目)

(1) 中項目1「教育の成果に関する目標」の達成状況分析

小項目の分析

教員養成と現職教員の研修を目的とする本学の教育研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、学部教育、大学院教育の成果に関する目標を次のように考える。

小項目1「【学部教育の目標】主として初等教育教員の養成に関する社会的要請に応えるべく、深い人間理解と豊かな学識を備えた教員を養成する。そのため、教職への関心と意欲を持つ学生を全国から広く募り、教育に関する臨床研究の成果に基づいて、適切なカリキュラムを編成し、人文科学・社会科学・自然科学・芸術・スポーツについてバランスのとれた専門的な能力と、実践的な指導力など、教員に必要な基本的資質を身につけさせる。」の分析

a) 関連する中期計画の分析

計画1-1「主として初等教育教員の養成に関する社会的要請に応えるべく、深い人間理解と豊かな学識を備えた教員を養成する。」に係る状況

4年間の本学での学習活動において学生が身に付けた知識と技能を有機的に統合するとともに、教員としてふさわしい資質・能力が育成されているかを確認するため、学部授業科目「教職実践演習」(2単位、4年次配当・平成18年7月11日中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」において新設・必修化提言)を平成19年度から選択科目として開設した(資料1-1-1「授業科目「教職実践演習」の授業概要及び目標」)。また、本学卒業までに身に付けさせる到達目標や確認指標例を平成20年度に作成するための作業に着手し、集中的に検討するための組織を設置した。

資料1-1-1 授業科目「教職実践演習」の授業概要及び目標

【概要】

大学4年間で学んだ学習知と教育実習等で得られた教科指導力や生徒指導力の実践知との更なる統合を図り、使命感や責任感に裏打ちされた確かな実践的指導力を有する教員としての資質の構築とその確認を行うために開設する。

主な授業の形態は、講義や演習、発表、ロールプレイ等を組み合わせ、実際の教育現場を想定した教育課題を取り扱う。

【目標】

使命感や責任感、教育的愛情
社会性や対人関係力
幼児児童生徒理解や学級経営力
教科・保育内容の指導力
表現力

計画1-2「教養教育については、「教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養を培う教育」と捉え、専門教育と対置せず、それと有機的連携を図ることを基本とする。」に係る状況

これまでのカリキュラム編成の見直しのため、教養教育に該当する科目について、教養教育と専門教育との連携に関するアンケート調査を行った結果、授業科目の91.5%で有機的連携を図っていた。また、連携をしていないと答えた授業科目においても、専門教育の基礎科目として位置づけるなど、実質的には連携を視野にいたった授業科目となっており、教養教育と専門教育の適切な連携が図られていることを確認した。このことから、各授業科目において内容の一層の充実を図ることとし、その際の編成方針及び編成基準を策定した(別添資料1「上越教育大学教育課程の編成方針」及び「上越教育大学教育課程の編成基準」)。

資料 1 - 1 - 2 教養教育と専門教育との連携に関する調査結果（平成17年度）

区 分	科目数	回答数	連携あり	連携なし
人間教育学関連科目	121	57	50	7
相互コミュニケーション科目	15	11	11	0
ブリッジ科目	18	14	14	0
合 計	154	82	75	7

計画 1 - 3 「我が国・地域の歴史・文化の十分な理解、対人関係形成能力、異文化理解及び外国語コミュニケーション能力の育成を図る。このため、特に協定校である米国アイオワ大学及び中国ハルビン師範大学等における定期的な語学研修機会を確保する。」に係る状況

大学間交流協定校として平成16年度以降、新たに5大学を加えた9大学と協定を締結し、語学研修をはじめ各種研修の機会を確保した（資料 1 - 1 - 3）。

異文化理解科目である授業科目「海外教育研究」については、アメリカ合衆国のほか、平成18年度からオーストラリア及び韓国を訪問先とする複数科目を開設し、定期的な研修機会を確保している（資料 1 - 1 - 4）。

韓国教員大学校との学生交流については、異文化理解を深めるため、平成17年度から訪問と受入れを隔年で交互に実施している（資料 1 - 1 - 5）。

資料 1 - 1 - 3 大学間交流協定校一覧

大 学 名	国 名	協定締結日
ハルビン師範大学	中国	平成 7 年 8 月
韓国教員大学校	韓国	平成 8 年12月
アイオワ大学	アメリカ合衆国	平成10年 6 月
北京師範大学	中国	平成13年11月
グラスゴー大学	イギリス	平成17年 7 月
チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学	トルコ共和国	平成17年12月
国立嘉義大学	台湾	平成18年10月
内蒙古民族大学	中国	平成18年10月
ウーロンゴン大学	オーストラリア	平成19年 6 月

資料 1 - 1 - 4 「海外教育研究」実施状況

年 度	実 施 国	期 間	参加学生数
平成16年度	アメリカ合衆国	9 .20 ~ 9 .29	21
平成17年度	アメリカ合衆国	9 .21 ~ 10 . 1	10
平成18年度	オーストラリア	9 .16 ~ 9 .24	7
	韓国	8 .24 ~ 9 . 5	13
平成19年度	アメリカ合衆国	9 .16 ~ 9 .27	11

資料 1 - 1 - 5 韓国教員大学校との交流状況

年度	受入・派遣	内 容
平成17年度	受 入	H17.8.16 ~ 26 16名受入（学部生10名、大学院生4名、引率2名）
平成18年度	派 遣	H18.8.24 ~ 9.5 18名派遣（学部生13名、大学院生2名、引率3名）
平成19年度	受 入	H19.7.5 ~ 17 18名受入（学部生14名、大学院生2名、引率2名）

別添資料 2 - 1 - 2 「教養教育と専門教育の有機的連携に関するアンケート」

本学の教育研究等の質の向上に関する中期目標には、学部における教養教育と専門教育の有機的連携が中期計画としてあげられております。また、平成17年度計画においてはカリキュラム編成の検討、編成があげられています。

そこでこの年度計画実施にあたっては、先ず教養教育を実施している講座等において、教養教育がどれだけ専門教育を意識した内容となり、両者の有機的な連携がなされているのかの現状を調査することとなりました。

各講座等の責任者様におかれましてはご多忙のところ大変恐縮ですが、中期計画の達成は本学にとっての重要課題となりますので、趣旨をご理解の上、調査にご協力くださいませうようよろしくお願い申し上げます。

- 1) 講座等で開設されている教養教育に該当する授業について、授業名をあげてください。また、専門教育との連携を意識した内容となっている授業があれば、その内容について記載してください。

授業名：

専門科目との連携 <有・無> (どちらかに○を)

内容：

授業名：

専門科目との連携 <有・無> (どちらかに○を)

内容：

授業名：

専門科目との連携 <有・無> (どちらかに○を)

内容：

授業名：

専門科目との連携 <有・無> (どちらかに○を)

内容：

授業名：

専門科目との連携 <有・無> (どちらかに○を)

内容：







タイトル「2007シラバス」、フォルダ「2007シラバス-学部授業科目-教育実践科目-教育実習」
シラバスの詳細は以下となります。



科目コード：科目名	11730108：教職実践演習		
担当教員	浅野 秀之, 釜田 聡, 松沢 要一, 古閑 晶子		
標準履修年次	4年	コマ	00
講義室		開講学期	通年
曜日・時限	時間外	単位区分	履修の手引を参照のこと
授業方法	演習	単位数	
備考			
履修対象			
授業概要・目標	<p>【概要】 大学4年間で学んだ学習知と教育実習等で得られた教科指導力や生徒指導力の実践知との更なる統合を図り、使命感や責任感に裏打ちされた確かな実践的指導力を有する教員としての資質の構築とその確認を行うために開設する。 主な授業の形態は、講義や演習、発表、ロールプレイ等を組み合わせ、実際の教育現場を想定した教育課題を取り扱う。</p> <p>【目標】 ①使命感や責任感、教育的愛情 ②社会性や対人関係力 ③幼児児童生徒理解や学級経営力 ④教科・保育内容の指導力 ⑤表現力</p>		
履修条件・注意事項	学部4年生希望者 自己目標・自己課題をもち、授業に参加すること。		
授業計画・内容	<p>4月 前期ガイダンス 5月 学級経営における臨床場面での教師の対応 ア 場面に応じた話し方 イ 場面に応じた板書 ウ 場面に応じた言動 6月 講義「教育現場での特別支援教育の現状と教師の課題」 教育課題解決への教師としてのアプローチ(集団討論)</p> <p>10月 後期ガイダンス 教職基礎知識テスト及び前期の評価と補習 講義「児童一人一人が所属感、効力感を感じる学級経営」 意見発表「私の学級経営方針」発表後に意見交換</p> <p>11月 授業設計と模擬授業 ア 研究題材の提示 イ 授業展開構想の発表 ウ 模擬授業 総合的な学習の時間の年間展開構想の立案と発表</p>		
成績評価の方法	授業の参加姿勢と各授業ごとの評価テスト、発表内容、レポート等を総合的に評価する。		
教科書・参考書	各授業で必要なプリント類が配布される。 また、各授業担当者が必要に応じて参考書等を紹介する。		



上越教育大学（上越・妙高地域連携）スタンダード

	I	II	III	IV
事項	 <p>教員として求められる使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項</p>	 <p>教員として求められる社会性や対人関係能力に関する事項</p>	 <p>教員として求められる幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項</p>	 <p>教員として求められる教科等の指導力に関する事項</p>
到達目標	<p>1 教育に対する使命感や情熱を持ち、常に子どもから学び、共に成長しようとする姿勢が身に付いている。</p> <p>2 高い倫理観と規範意識、困難に立ち向かう強い意志を持ち、自己の職責を果たすことができる。</p> <p>3 子どもの成長や安全、健康を第一に考え、適切に行動することができる。</p> <p>4 反省的実践を営む基本的な姿勢を身に付けている。</p>	<p>1 教員としての職責や義務の自覚に基づき、目的や状況に応じた適切な言動をとることができる。</p> <p>2 組織の一員としての自覚を持ち、他の教職員と協力して職務を遂行することができる。</p> <p>3 保護者や地域の関係者と良好な人間関係を築くことができる。</p> <p>4 地域社会の一員として、地域や学校の各種行事やボランティア等に参加し、その責務を果たすことができる。</p>	<p>1 子どもに対して公平かつ受容的な態度で接し、豊かな人間的交流を行うことができる。</p> <p>2 子どもの発達や心身の状況に応じて、抱える課題を理解し、適切な指導を行うことができる。</p> <p>3 子どもとの間に信頼関係を築き、学級集団を把握して、規律ある学級経営を行うことができる。</p> <p>4 子どもの実態や学校の教育課題を踏まえて、結果や成果を意識しながら学級経営の評価を行うことができる。</p>	<p>1 教科書の内容を理解しているなど、学習指導の基本的事項（教科等の知識や技能など）を身に付けている。</p> <p>2 板書、話し方、表情など授業を行う上での基本的な表現力を身に付けている。</p> <p>3 子どもの反応や学習の定着状況に応じて、授業計画や学習形態等を工夫することができる。</p> <p>4 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、教育活動を創造し、展開するための基本的事項を身に付けている。</p>

上越教育大学教務委員会規程

平成 16 年 4 月 1 日

規程第 13 号

改正 平成 17 年 4 月 13 日規程第 27 号

改正 平成 18 年 2 月 10 日規程第 2 号

改正 平成 20 年 3 月 21 日規程第 5 号

上越教育大学教務委員会規程

(設置)

第 1 条 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会に上越教育大学教務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、学部及び大学院の教務に関する事項について調査検討することを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部及び大学院の教務に関する事項
- (2) 教育課程の編成及び運営に関する事項
- (3) その他学長が必要と認めた事項

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 次のア及びイの区分により学校教育専攻から選出された教授又は准教授(講師及び助教を含む。以下同じ。) 5 人。ただし、5 人のうち 2 人は、教授をもって充てる。
 - ア 学校臨床研究コース 2 人
 - イ 臨床心理学コース、幼児教育コース及び特別支援教育コース各 1 人
- (3) 次のアからウまでの区分により教科・領域教育専攻から選出された教授又は准教授 11 人。ただし、11 人のうち 3 人は、教授をもって充てる。
 - ア 言語系コース、自然系コース及び芸術系コース各 2 人
 - イ 社会系コース 1 人
 - ウ 生活・健康系コース 4 人
- (4) 教育実践高度化専攻から選出された教授又は准教授 1 人
- (5) 学務部長
- (6) 教育支援課長
- (7) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第5条 前条第2号から第4号まで及び第7号に掲げる委員は，教育研究評議会の意見を聴いて，学長が委嘱する。

2 前項の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員となったときの後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず，前条第7号に掲げる委員の任期の終期は，委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

（委員長等）

第6条 委員会に委員長を置き，学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き，委員長が委員のうちから指名する。

（会議の招集及び議長）

第7条 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。

（定足数及び議決数）

第8条 委員会は，委員（公務出張を命じられた者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ，議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第9条 委員長は，必要があると認めるときは，委員以外の者を委員会に出席させ，意見を述べさせることができる。

（専門部会の設置）

第10条 委員会は，必要があると認めるときは，専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

（事務の処理）

第11条 委員会に関する事務は，学務部教育支援課において処理する。

（細則）

第12条 この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は，平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号から第4号までの委員のうち，第一部，第二部及び第五部の各1人の委員並びに第三部及び第四部の各2人の委員の任期は，第5条第2項本文の規定にかかわらず，平成17年3月31日までとし，再任を妨げない。

附 則

この規程は，平成17年4月13日から施行する。

附 則

1 この規程は，平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第四部の4人のうち1人の委員の任期は，第5条第2項本文の規定にかかわらず，平成19年3月31日までとし，再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱する第 4 条第 2 号から第 4 号までの委員のうち、学校教育専攻から選出される 5 人のうちの 3 人、教科・領域教育専攻から選出される 11 人のうちの 6 人の委員の任期は、第 5 条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

上越教育大学教員養成カリキュラム委員会規程

平成 18 年 3 月 15 日

規程第 16 号

改正 平成 19 年 3 月 22 日規程第 13 号

上越教育大学教員養成カリキュラム委員会規程

(設置)

第 1 条 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会に上越教育大学教員養成カリキュラム委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、学校教育学部(以下「学部」という。)及び学校教育研究科(以下「大学院」という。)の教育課程の体系的な編成に関して、改善・充実を図ることを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の体系的・計画的な編成に関する事項
- (2) 教育課程の質的水準の向上に関する事項
- (3) その他教育課程に関し必要な事項

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学長が指名した教授又は准教授(講師及び助教を含む。)若干人
- (3) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第 5 条 前条第 2 号及び第 3 号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

第 6 条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第 7 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第8条 委員会は、委員(出張を命じられた者を除く。)の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務の処理)

第11条 委員会に関する事務は、学務部教育支援課において処理する。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年3月15日から施行する。

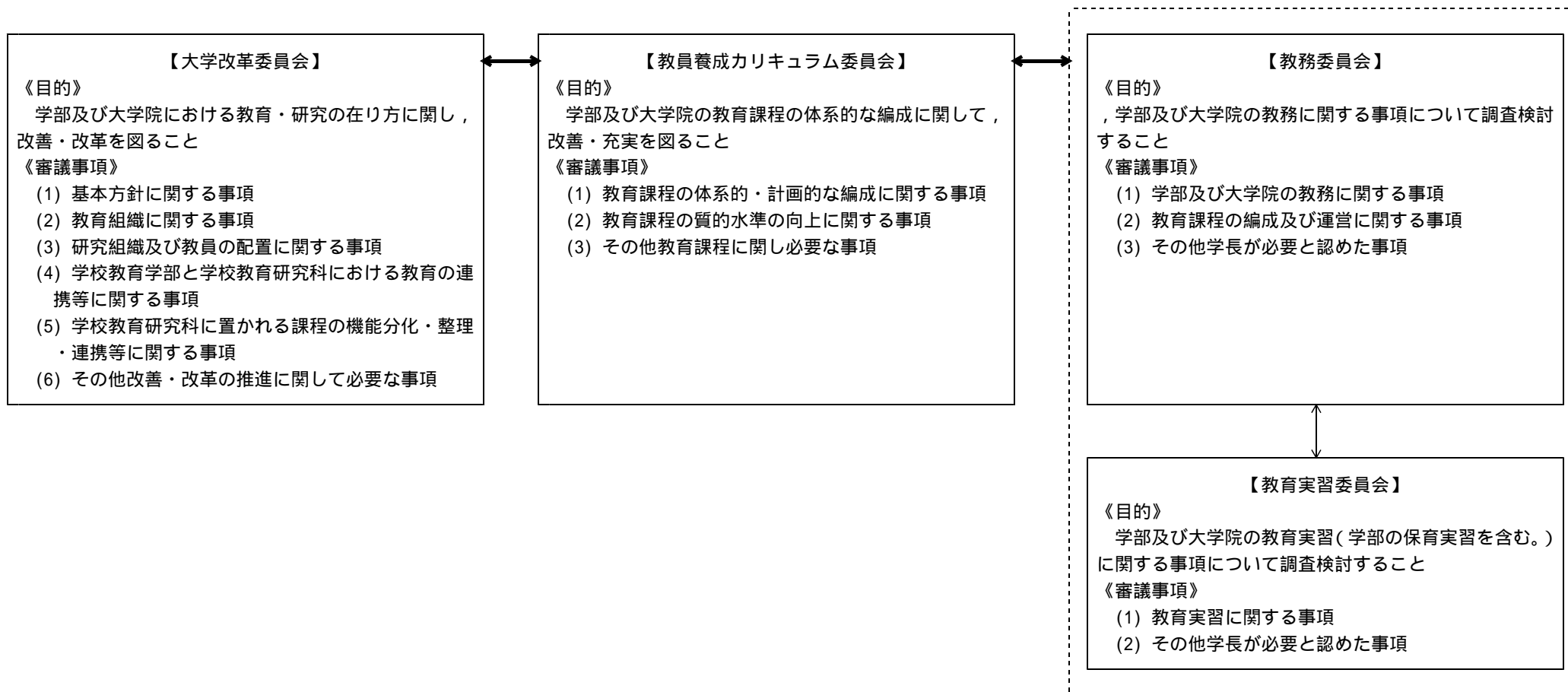
2 この規程の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

教員養成カリキュラム委員会の所掌事項

1 教育研究評議会に置かれる組織



2 教員養成カリキュラム委員会の具体的事項

- 学部における「教職実践演習」の新設
- 教職大学院設置に伴う学校教育研究科(修士課程)及び学校教育学部の見直しによる教育課程の改革
- 教育課程の編成方針(編成方法)の改正
- 中期目標・中期計画(年度計画)の対応
- その他

上越教育大学教育課程の編成方針

平成 20 年 3 月 12 日
第 60 回教育研究評議会

上越教育大学（以下「本学」という。）の学校教育学部（以下「学部」という。）及び大学院学校教育研究科（以下「大学院」という。）に係る教育課程は、上越教育大学学則（平成 16 年学則第 1 号）第 43 条及び第 70 条に規定する教育課程の編成方法等並びに第 44 条及び第 71 条に規定する授業科目及び履修方法等に基づき、次のとおり定めるものとする。

1 基本方針

学部及び大学院の教育課程編成の基本方針は、本学の中期目標・中期計画に基づき、次の各号に掲げる教育目標を達成するために新構想の教員養成大学である本学の設置の趣旨、専修（専攻）の目的及びアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を踏まえ、大学設置基準第 19 条、大学院設置基準第 10 条の 2 及び専門職大学院設置基準第 6 条の教育課程の編成方針に従って、学生の修学上効果的に履修できるよう体系的に教育課程を編成するものとする。

(1) 学部の教育目標

主として初等教育教員の養成に関する社会的要請に応えるべく、深い人間理解と豊かな学識を備えた教員を養成する。そのため、教師としての使命感や責任感を育むとともに、社会性や対人関係の力、子どもを理解し学級を運営する力、人文科学・社会科学・自然科学・芸術・スポーツについてのバランスのとれた専門的能力とその指導力など、教員に必要な基本的資質と実践的な能力を養成する。

(2) 大学院の教育目標

現職教員の資質能力の向上に関する社会的要請に応えるべく、学校教育に関する臨床研究の成果を踏まえた理論と応用を教授し、学校現場における様々な課題に対応できる高度な実践的指導力を育成するとともに、教職を目指す学生に対しては、学校教育の場において創造的な教育・研究活動に主体的に取り組むことのできる実践力を養成する。

2 教育課程の保証

学生の入学時の教育課程は、原則として当該学生が卒業（修了）するまでは保証するものとする。

3 教育課程の編成

教育課程の編成については、教員養成カリキュラム委員会及び教務委員会が定める教育課程の編成基準に基づき、全教員が協力体制の下で行うものとする。

付 記

この編成方針は、平成 20 年 3 月 12 日から施行する。

上越教育大学教育課程の編成基準

平成 20 年 3 月 11 日
 第 9 回教員養成カリキュラム委員会
 平成 20 年 3 月 17 日
 第 19 回教務委員会

平成 21 年 5 月 22 日改正

上越教育大学教育課程の編成方針に基づき，教育課程の編成に係る基準について定めるものとする。

（教育課程の責任体制）

- 1 教育課程の編成に当たっては，次に掲げる表のとおり授業科目の構成に当たる組織（以下「構成組織」という。）が責任をもって授業担当教員の配置及び授業運営等を行うものとする。

授 業 科 目	構 成 組 織
教養教育及び学際的な分野で全学共通に関する授業科目	教務委員会
海外教育研究に関する授業科目	国際交流推進室
教職教育で全学共通に関する授業科目	教務委員会
教育実習に関する授業科目	教育実習委員会
教職教育及び専修（専攻）・コースに関する授業科目	コース会議等
各種資格等で全学共通に関する授業科目	教務委員会

（留意事項）

- 2 前項に掲げる構成組織の円滑な運営のため，次の各号に掲げる事項について留意するものとする。
 - (1) 構成組織は，必要に応じて当該構成組織以外の構成組織と連携・協力を図り，その授業内容を構成する。特にコース会議等が主体となる授業科目については，必要に応じて当該コース会議等以外のコース会議等と連携・協力を図るものとする。
 - (2) 教務委員会，教育実習委員会及び国際交流推進室（以下「委員会等」という。）が主体となる授業科目については，当該委員会等の定めにより企画・立案し，具体的な授業運営等は，関係するコース会議等と連携・協力して行うものとする。

（授業科目の内容及び科目数）

- 3 教務委員会は，次の各号に掲げる事項に留意しながら授業科目の開設について審査を行うものとする。
 - (1) 教育課程全体において類似科目又は履修者数等を参考に，極力精選（統合）して授業科目内容の重点化を図る。
 - (2) 卒業（修了）要件又は教育職員免許法等の科目区分により，科目数を確保する。

（履修方法）

- 4 学生の科目選択の幅を確保するため，履修方法は選択科目を基本とする。ただし，卒業（修了）要件又は教育職員免許法等の科目区分において必修科目を設定する場合は，

同一科目又は相当する科目を複数開講するなど構成組織において実態を踏まえ、可能な限り、選択必修形式とする。

(単位数)

- 5 単位数については、1科目2単位を基本とする。ただし、授業科目内容の形態により、その他の単位数とすることができるものとする。

(履修年次)

- 6 授業科目の区分に属する授業科目の履修年次については、概ね次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学部の履修年次は、次の表に掲げるとおりとする。

区	分	履修年次	
人間教育学関連科目	人間教育学セミナー	人間教育学セミナー 1	
		人間教育学セミナー 2	
	実践的人間理解科目	体験学習	1
		スポーツ実践	1
		観察・参加実習	1～2
		異文化理解	1～2
		憲法と教育	1
	基礎的人間形成科目	教育の基礎理論	2～3
指導法の基礎理論		2～3	
相互コミュニケーション科目	情報	1～2	
	表現	1～2	
ブリッジ科目	ブリッジ科目	1	
	ブリッジ科目	2	
教育実践科目	各教科の指導法	3	
	ガイダンス	2～3	
	教育実習	2～4	
専門科目	専門科目	2～4	
	専門セミナー	3～4	
	実践セミナー	3～4	
教職実践演習科目		4	
卒業研究		4	

(2) 大学院修士課程の履修年次は、年次指定をしない。

(3) 大学院専門職学位課程の履修年次は、次の表に掲げるとおりとする。

区	分	履修年次
臨床共通科目	教育課程の編成及び実施に関する科目	1
	教科等の実践的な指導方法に関する科目	1
	生徒指導及び教育相談に関する科目	1
	学級経営及び学校経営に関する科目	1
	学校教育と教員の在り方に関する科目	1
コース別選択科目	学校支援プロジェクト科目	1～2

	プロフェッショナル科目	1～2
実習科目	学校支援フィールドワーク	1～2

(授業科目の名称)

7 開設する授業科目の名称は、授業で扱う内容を端的に明示する科目名称を付すものとし、具体的表記については、次のとおりとする。

(1) 科目の名称に副題を付すのは、その理由が明らかな場合とする。

(2) 同一名称の科目を置かざるを得ない場合、それらの中に時系列的順序を想定している場合には、...を付すこととし、分野的区分を想定している場合にはA、B...を付して区別するものとする。

(開設等の手続き)

8 授業科目の開設等の手続方法は、次のとおり行うものとする。

(1) 構成組織は、当該授業科目の開設等(新設、改廃、名称変更等)について教務委員会に提案する。

(2) 教務委員会は、構成組織から提案された授業科目案を、全学的視点に立って審議し、必要に応じて改善の指示を行うものとする。

(開講)

9 授業科目の開講については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 毎年開講を原則とする。ただし、やむを得ない場合は隔年開講とする。

(2) 教科の指導法に関する科目及び教科に関する科目のうち、必修科目については、当該教育実習前あるいは同時期に開講するものとする。

(3) 集中方式による開講については、非常勤講師による場合又は教育効果の観点から集中方式が最適である場合等の特別な措置とする。

(4) 授業科目の規模・形態(クラス又はグループ指定等)により、同一授業科目について複数開講できるものとする。

(授業時間割の編成)

10 授業時間割の編成方法等は、教務委員会が別に定めるものとし、学務部教育支援課が立案し、構成組織と調整して作成する。

(その他)

11 この基準に定めるもののほか、教育課程の編成基準に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この基準は、平成20年3月17日から施行する。

附 記

この基準は、平成21年5月22日から施行する。

(第2項, 第3項関係)

学校教育学部初等教育教員養成課程の科目区分毎の責任体制

区 分				卒業要件 (小一免)	構 成 組 織			
					平成20年度以降	平成19年度(参考として)		
人間教育 学関連科目	人間教育 学セ ミナー	人間教育学セミナー	教職の意義等に関する科目	2	教務委員会の専門部会	人間教育学セミナー運営部会		
		人間教育学セミナー	総合演習		コース	講座・分野		
	実 践 的 人 間 理 解 科 目	体験学習		2	教務委員会の専門部会	フレンドシップ事業実行委員会		
		スポーツ実践		2	コース	生活健康系教育講座(保健体育)		
		観察・参加実習		2	教育実習委員会	教育実習委員会		
		異文化理解		8	教務委員会の専門部会	異文化理解運営部会		
		憲法と教育		2	コース	社会系教育講座		
	基 礎 的 人 間 形 成 科 目	教 育 の 基 礎 理 論	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10 (12)	コース	講座・分野: 教職科目関連運営部会	
			幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			4	コース	講座・分野: 教職科目関連運営部会
			教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項			2	コース	講座・分野: 教職科目関連運営部会
			教育課程の意義及び編成の方法			2(4)	コース	講座・分野: 教職科目関連運営部会
		指 導 法 の 基 礎 理 論	道徳の指導法		2	コース	講座・分野: 教職科目関連運営部会	
			特別活動の指導法		2	コース		
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		2	コース	講座・分野: 教職科目関連運営部会	
	保育内容の指導法		(10)	コース	幼児教育講座			
相 互 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 科 目	情報		4	教務委員会の専門部会	講座・分野			
	表現		4	教務委員会の専門部会	表現運営部会			
ブリ ッジ 科 目	ブリッジ科目	教科に関する科目	18	コース	講座・分野			
	ブリッジ科目		2	コース	講座・分野			
教 育 実 践 科 目	各教科の指導法		18	コース	講座・分野			
	ガ イ ダ ン ス	生徒指導の理論及び方法		1	4 (6)	コース	講座・分野: 教職科目関連運営部会	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		2		コース	講座・分野: 教職科目関連運営部会	
		進路指導の理論及び方法		1		コース	講座・分野: 教職科目関連運営部会	
		幼児理解の理論及び方法		2		コース	講座・分野: 教職科目関連運営部会	
	教育実習		6	教育実習委員会 教務委員会の専門部会	教育実習委員会			
専 門 科 目	専門科目		20(6)	コース	講座・分野			
	専門セミナー		8	コース	講座・分野			
	実践セミナー		4	コース	講座・分野			
教職実践演習科目			2	教務委員会の専門部会				
卒業研究			4	コース	講座・分野			
自由科目 他				教務委員会の部会	学芸員・社会教育主事資格運営部会 学校図書館司書教諭資格運営部会			

		保育士資格運営部会
合 計	128	

(第2項, 第3項関係)

大学院学校教育研究科の科目区分毎の責任体制

1 修士課程

区分	授業科目の領域	単位	構成組織	
			平成20年度以降	平成19年度(参考として)
共通科目	子どもの学びとこころのケアに関する科目	2	教務委員会の専門部会	子どもの学び運営部会 子どものこころのケア運営部会
	教育と社会問題に関する科目		教務委員会の専門部会	-
	教材開発と評価に関する科目		教務委員会の専門部会	-
	実践場面分析演習	4	コース	講座・分野
専攻科目	専門科目	16	学校臨床研究に関する科目	講座・分野
	臨床心理学に関する科目		講座・分野	
	幼児教育に関する科目		講座・分野	
	特別支援教育に関する科目		講座・分野	
	言語系教育に関する科目		講座・分野	
	社会系教育に関する科目		講座・分野	
	自然系教育に関する科目		講座・分野	
	芸術系教育に関する科目		講座・分野	
	生活・健康系教育に関する科目		講座・分野	
	研究プロジェクトに関する科目		コース(学術研究委員会)	学術研究委員会: 講座・分野
専門セミナー	8	コース	講座・分野	
計		30		

2 専門職学位課程

区分	授業科目の領域	単位	構成組織(平成20年度以降)
臨床共通科目	教育課程の編成及び実施に関する科目	20	コース
	教科等の実践的な指導方法に関する科目		
	生徒指導及び教育相談に関する科目		
	学級経営及び学校経営に関する科目		
	学校教育と教員の在り方に関する科目		
コース別選択科目	学校支援プロジェクト科目	16	コース
	学校支援リフレクション		
	学校支援プレゼンテーション		
	プロフェSSIONAL科目		
実習科目	学校支援フィールドワーク	10	教育実習委員会
計		46	

平成21年度教育課程の編成に関する取扱い

平成20年 5 月 20 日
第2回教員養成カリキュラム委員会
平成20年 5 月 23 日
第 2 回教務委員会

1 教育課程の編成に関する基本的事項

本学の教育課程は、上越教育大学教育課程の編成方針（平成20年 3 月 12 日教育研究評議会）及び上越教育大学教育課程の編成基準（平成20年 3 月 17 日教務委員会）に基づくものとする。

2 教育課程の編成内容

平成21年度教育課程の編成に当たっては、平成20年度教育課程を基本とし、その開設授業科目等の変更については、次の各号に掲げる事項とする。

なお、いずれの事項の場合においても変更の際には、授業科目の充実及び精選に努めなければならない。

- (1) 指定保育士養成施設の教育課程に係るもの
- (2) 教育職員免許取得プログラムの改善に係るもの
- (3) 臨床心理士大学院指定等の各種資格取得の教育課程に係るもの
- (4) 平成20年度年度計画に関する教育課程に係るもの
- (5) その他本学の教育上の目的に資するもの

3 教育課程の変更期限

平成21年度教育課程に係る変更は、指定保育士養成施設学則変更承認申請の手続きの関係から、平成20年 7 月 31 日までとする。

ただし、特に必要がある場合は、それ以降も認める。

4 手続き方法及び提出先

教務委員会において定める様式及び手続きに基づき、学務部教育支援課に提出するものとする。

5 その他

この取扱いの実施に関し必要な事項は、教員養成カリキュラム委員会及び教務委員会が別に定める。

平成22年度教育課程の編成に関する取扱い

平成21年 4月28日
第1回教員養成カリキュラム委員会
平成21年 5月22日
第2回教務委員会

1 教育課程の編成に関する基本的事項

本学の教育課程は、上越教育大学教育課程の編成方針（平成20年3月12日教育研究評議会）及び上越教育大学教育課程の編成基準（平成20年3月17日教務委員会）に基づくものとする。

2 教育課程の編成内容

平成22年度教育課程の編成に当たっては、従来の教育課程を基本とし、その開設授業科目等の変更については、次の各号に掲げる事項とする。

なお、いずれの事項の場合においても変更の際には、授業科目の充実及び精選に努めなければならない。

- (1) 指定保育士養成施設の教育課程に係るもの
- (2) 教育職員免許取得プログラムの改善に係るもの
- (3) 臨床心理士大学院指定等の各種資格取得の教育課程に係るもの
- (4) 平成21年度年度計画に関する教育課程に係るもの
- (5) その他本学の教育上の目的に資するもの

3 教育課程の変更期限

平成22年度教育課程に係る変更は、指定保育士養成施設学則変更承認申請の手続きの関係から、平成21年7月17日までとする。

ただし、特に必要がある場合は、それ以降も認める。

4 手続き方法及び提出先

教務委員会において定める様式及び手続きに基づき、学務部教育支援課に提出するものとする。

5 その他

この取扱いの実施に関し必要な事項は、教員養成カリキュラム委員会及び教務委員会が別に定める。

平成18年度教務委員会に係る開設授業科目の責任体制

平成18年4月20日
第1回教務委員会

平成18年度の学部又は大学院における学際的な分野の開設授業科目については、教育課程の編成方針（平成17年5月11日第19回教育研究評議会）に基づき、開設授業科目の責任体制を明確にし、かつ授業内容の水準の維持等を図るため、次のとおりとする。

1 運営部会の設置

新設授業科目の担当教員審査等の取扱い（平成16年10月13日学長裁定）に基づくとともに、上越教育大学教務委員会規程（平成16年規程第13号）第10条第1項に基づく専門部会として、各運営部会を設置する。

2 設置する運営部会は、別表のとおりとする。なお、学際的な分野の授業科目の位置付けから、必要に応じて運営部会を設置するものとする。

3 運営部会の構成員

(1) 構成員は、各授業科目担当者、あるいは関係する委員会委員とし、各部会に部会長を置く。

(2) 各部会長は、教務委員会委員長が指名する。

4 運営部会の所掌事項等

(1) 授業科目の新設、廃止、名称変更、内容の充実及び授業担当者等を教務委員会に提案する。

(2) 授業担当者の異動等により開講できない場合や担当者を変更する場合等は、関係する各講座及び分野等と協議の上、教務委員会に提案する。

(3) 保育士資格運営部会においては、資格希望学生の選考についても所掌する。

5 この責任体制については平成18年度から実施するものとする。

別表（第2項関係）

部 会 名	所 掌 授 業 科 目 等				年 次	協 力 し て い る 教 員 の 組 織 等
	授 業 科 目 名	単 位 数 , 授 業 方 法 等				
		必 修	選 択	自 由		
フレンドシップ事業 実行委員会 (部会長：濁川 明男)	体験学習	P2			1	学習臨床講座 幼児教育講座 自然系教育講座（理科分野） 芸術系教育講座（音楽分野，美術分野） 生活・健康系教育講座（保健体育分野， 家庭分野） 学校教育総合研究センター
	ボランティア体験		P1		2	学習臨床講座 学校教育総合研究センター
異文化理解運営部会 (英語・ドイツ語関係 科目，外国人留学生対 象科目及び海外教育研 究の科目は除く。) (部会長：齋藤 九一)	中国語・中国事情		S2		2	生活・健康系教育講座（技術分野）
	中国語・中国事情			S2	2	
	ロシア語コミュニケーション		S2		1	社会系教育講座
	アメリカ事情		S2		2	
	韓国文化論		S2		2	学校教育総合研究センター
	ラテン語		S2		1	社会系教育講座
	国際交流セミナー		S2		2	学習臨床講座
学芸員・社会教育主 事資格運営部会 (部会長：大悟法 滋)	博物館概論			L2	2	学習臨床講座
	博物館経営・情報論			L2	2	
	博物館資料論			L2	2	社会系教育講座 自然系教育講座（理科分野） 芸術系教育講座（音楽分野，美術分野）
	博物館実習			P3	3	学習臨床講座
	社会教育計画 A		L2		2	生徒指導総合講座
	社会教育計画 B		L2		2	
	社会教育演習			S2	3	生徒指導総合講座 学校教育総合研究センター
	社会教育演習			S2	3	生徒指導総合講座
	生涯学習概論 A		L2		2	
	生涯学習概論 B		L2		2	
	教育工学		L2		3	学校教育総合研究センター
教育本質論		L2		2	生徒指導総合講座	
学校図書館司書教諭 資格運営部会 (部会長：下西 善三郎)	学校経営と学校図書館			L2	3	生徒指導総合講座
	学校図書館メディアの構成			L2	3	学習臨床講座
	学習指導と学校図書館			L2	3	学習臨床講座 言語系教育講座（国語分野） 自然系教育講座（数学分野）
	読書と豊かな人間性			L2	3	幼児教育講座
	情報メディアの活用			L2	3	学校教育総合研究センター
表現運営部会 (部会長：加藤 泰樹)	表現・人間学基礎論	L1			1	言語系教育講座（国語分野） 生活・健康系教育講座（保健体育分野）
	表現・相互行為教育演習	S1			1	学習臨床講座 芸術系教育講座（音楽分野） 生活・健康系教育講座（保健体育分野）
	表現・状況的教育方法演習	S2			1	芸術系教育講座（音楽分野，美術分野）
	表現・子ども>の活動	P2			2	芸術系教育講座（音楽分野，美術分野） 生活・健康系教育講座（保健体育分野）

部 会 名	所 掌 授 業 科 目 等					協力している教員の組織等
	授 業 科 目 名	単位数、授業方法等			年次	
		必修	選択	自由		
子どもの学び運営部 会(部会長：戸北 凱惟)	学習臨床学特論		L1 S1		-	学習臨床講座
子どものこころのケ ア運営部会 (部会長：田中 敏)	臨床実践援助法		L2		-	心理臨床講座
	学校実践解析法		L2		-	
人間教育学セミナー 運営部会 (部会長：時得 紀子)	人間教育学セミナー（教職の意義）	S2			1	各クラス担当教員が担当
教職科目関連運営部 会 (部会長：川崎 直哉)	総合演習（多文化社会論）		S2		2	全講座等に関係することから教務委員会委員が担当
	総合演習（メディアから見る社会～新聞を中心に～）		S2		2	
	総合演習（子どもの心と教育）		S2		2	
	総合演習（ことばと社会）		S2		2	
	総合演習（自然と人間）		S2		2	
	総合演習（自然環境）		S2		2	
	総合演習（芸術社会教育論）		S2		2	
	総合演習（学校と食の教育）		S2		2	
	教育本質論		L2		2	
	比較教育改革史		L2		2	
	比較教育学		L2		2	
	発達臨床思想		L2		2	
	教師・授業文化論		L2		2	
	教育心理学概論		L2		2	
	発達心理学		L2		2	
	児童心理学		L2		2	
	青年心理学		L2		2	
	学習心理学		L2		3	
	幼児・障害児教育原理		L2		2	
	障害児教育概論		L2		1	
	障害児教育概論		L2		2	
	障害児教育概論		L2		3	
	教育と法規		L2		2	
	学校組織論		L2		2	
	教育社会学		L2		2	
	人権と教育行政		L2		4	
	生涯学習概論A		L2		2	
	生涯学習概論B		L2		2	
	社会教育計画A		L2		2	
	社会教育計画B		L2		2	
	人権・同和教育		L2		2	
	教育課程論(総合的学習を含む。)		L2		1	
	臨床教育課程論		L2		1	
道徳の指導法	L2			2		
特別活動論	L2			3		
教育方法学		L2		2		
学力診断論		L2		2		
教育工学		L2		3		

部 会 名	所 掌 授 業 科 目 等				年 次	協力している教員の組織等
	授 業 科 目 名	単位数、授業方法等				
		必修	選択	自由		
教職科目関連運営部 会 (部会長：川崎 直哉)	教育情報基礎演習	S2			1	全講座等に関係することから教務委員会委員が担当
	教育情報応用演習	S2			2	
	教育情報概論	L1			1	
	情報科学概論	L1			2	
	国語（書写を含む。）	L1・S1			1	
	社会	L2			1	
	算数	L2			1	
	理科	L2			1	
	総合・生活	L2			1	
	音楽	P2			1	
	図画工作	S2			1	
	体育	L1・P1			1	
	家庭	L2			1	
	初等国語科指導法	L1・S1			3	
	初等社会科指導法	L1・S1			3	
	算数科指導法	L1・S1			3	
	初等理科指導法	L1・S1			3	
	総合・生活科指導法	L1・S1			3	
	初等音楽科指導法	S2			3	
	図画工作科指導法	S2			3	
	初等体育科指導法	S2			3	
	初等家庭科指導法	L1・S1			3	
	生徒指導論	L1			2	
	教育実地研究（カウンセリング論）	L2			3	
進路指導・キャリア教育論	L1			2		
保育士資格運営部会 (部会長 川崎 直哉)	社会福祉		L2		2	全講座等に関係することから主に関係する教務委員会委員が担当
	社会福祉		S2		2	
	子どもの福祉		L2		3	
	教育と保育の原理		L2		3	
	子どもの教育・保育概論		L2		2	
	養護原理		L2		2	
	教育本質論		L2		2	
	子どもの生活と環境		L2		3	
	子どもの発達支援方法論演習		S2		3	
	発達心理学		L2		2	
	教育心理学概論		L2		2	
	保育学		L2		2	
	保育学実習		P1		2	
	乳幼児の健康		L2		3	
	食生活論		S2		2	
	学校健康教育C（小児保健・精神保健を含む。）		L2		4	
	家族関係		L1		2	
	家族関係		L1		3	
	子どもの表現と伝達		L2		3	
	心理学実験		P2		3	
	心理学演習		S2		2	

部 会 名	所 掌 授 業 科 目 等				年 次	協力している教員の組織等
	授 業 科 目 名	単位数、授業方法等				
		必修	選択	自由		
保育士資格運営部会 (部会長 川崎 直哉)	衛生学・公衆衛生学		L2		2	全講座等に関係することから主に関係する教務委員会委員が担当
	食科学A		L2		2	
	子どもの心理・発達概論		L2		2	
	子どもの心理と行動		L2		3	
	保育内容総論		S2		2	
	保育・音楽表現の指導法		S2		2	
	保育・造形表現の指導法		S2		2	
	保育・言葉の指導法		S2		2	
	保育・健康の指導法		S2		2	
	保育・人間関係の指導法		S2		2	
	保育・環境の指導法		S2		2	
	家庭の教育と育児		S2		3	
	障害児保育		S2		2	
	養護内容		S2		2	
	保育の心理と行動		S2		2	
	子どもの保育・表現概論		L2		2	
	初等音楽科指導法	S2			3	
	図画工作科指導法	S2			3	
	初等体育科指導法	S2			3	
	総合・生活	L2			1	
	音楽	P2			1	
	図画工作	S2			1	
	スポーツ実践	P1			1	
	教育実地研究（観察・参加）	L0.5 P1.5			1	
					2	
	幼稚園専修教育実習		P2		4	
	音楽表現の基礎		P1		2	
	身体表現の基礎		P1		2	
	幼児の音楽的表現		L2		3	
	保育実習		P3		2	
保育実習		P2		2		
保育実習		P2		4		
保育実習		P2		4		
総合演習（子どもの心と教育）		S2		2		

注) 授業科目「人間教育学セミナー(教職の意義)」は、上越教育大学クラス制度及び学生組織要項(平成16年4月1日学長裁定)に基づき運営される。

「協力している教員の組織等」は、平成18年度授業担当者等を表記しており、今後授業科目の運営に際し、授業担当者等の協議により変更する場合がある。

また、教職科目関連運営部会及び保育士資格運営部会は、関係する教員・講座等が多岐に関わっていることから、主に教務委員会委員において担当する。

平成22年度 上越教育大学大学院 学校教育研究科 学生募集要項

1 アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

今日、教員には、教科に関する専門的学力はもちろんのこと、教育者としての使命感、人間愛に支えられた広い一般教養、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、優れた教育技術など専門職としての高度な資質能力が求められています。本学大学院は、これらの要請に応えるため、初等中等教育の実践にかかわる高度な総合的・専門的研究能力を育成し、学校教育の場における教育研究の推進者を養成することをねらいとしています。

大学院学校教育研究科修士課程及び専門職学位課程（教職大学院）の「アドミッション・ポリシー」は、次のとおりです。

(1) 修士課程

① 学校教育専攻

学校教育専攻は、臨床的視点から幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とします。

〈学校臨床研究コース〉

学校臨床研究コースは、教科の授業にとどまらず学校教育全般を幅広く研究対象とし、児童生徒の学習促進と人間形成の両面にわたって、実際に学校で起こっていることと当事者の視点を大切にしながら、実践的支援に資する臨床研究をめざします。実践的な知識・技能だけでなく、その理論的な背景の検討や再構築も行いながら、新たな教育活動を構想し推進できる能力の育成を目標としています。所属院生は、「学習臨床研究」、「生徒指導総合」、「学校心理」の各科目群のいずれかを中心として学びながら、各自の研究課題を追究し修士論文の作成をめざしていきます。

「学習臨床研究」は、教師が児童・生徒の学習場面に臨みながら、広い視野に立って学校教育の諸課題をとらえ、児童・生徒一人ひとりが自己を確立し、それぞれのよさを表現することのできる教育活動を展開することを重視しています。そのため、学校教育における各教科等の枠組みを超えて、教育方法、学習過程、情報教育及び総合学習の領域から児童・生徒の学習の問題に臨床的にアプローチし、その解決に向かう教育活動を創造的に推進することのできる能力の育成を目標としています。

「学習臨床研究」は、教員としての資質能力の向上を志向する現職教員や、教職を志望する者で、特に児童・生徒の学習の問題に関心を持ち、臨床的に研究する意欲を有する人を求めています。

「生徒指導総合」は、いじめ、不登校、学ぶ意欲の喪失、教育格差、家庭・地域社会の変貌などの学校教育内外の今日的課題について、深く的確に理解する眼を育むとともに、個々のケースに専門的に対応できる能力や、適切な指導プログラムと経営戦略を通してこれからの学校教育をリードしていく豊かな能力の育成を目標としています。

「生徒指導総合」は、これまでの教職経験を踏まえ更なる職能発達をめざす現職教員や、これから教員・研究者を志望する学生や社会人など、「常識」ととらわれない柔軟な思考力を持って、教育の諸課題について教育学的視点から深く追究したい人を求めています。

「学校心理」では、学校や家庭における子どもたちの多様な「心と行動の現象」を心理学の視点から総合的に理解するとともに、子どもたちの発達と学習を適切に援助していくための理論と方法を追究しています。その中で、問題を抱える子どもへの援助だけでなく、日常の学習指導や生活指導・学級経営など学校教育の様々な領域で力を発揮できる能力の育成をめざしています。

「学校心理」は、教職経験をふまえ更なる職能発達をめざす現職教員や、これから教員・研究者を志望する学生や社会人など、教育の諸課題を心理学的視点から深く追求したいという意欲をもち、自身の問題意識について自ら考え探究する力のある人を求めています。

〈臨床心理学コース〉

臨床心理学コースは、臨床心理士養成を目的としており、心理臨床家としての倫理観をはじめとする豊かな人間性と、生涯にわたる知識と技能の研鑽の礎となる探究心・向上心を育むとともに、教育をはじめ、医療、福祉、司法、産業など様々な分野での臨床実践を理論構築へと高めうる科学的・研究的態度を備えた人材の養成を目標としています。

本コースは、来談者の人権を無条件に尊重でき、専門家としての知識と技能を人々の福祉の増進に用いることができるように、自らの心身を健全に保つよう努めるとともに、共感性、感受性、伝える能力、及び生涯にわたる知識と技能の研鑽に努めようとする探究心・向上心に溢れた人を求めています。

〈幼児教育コース〉

幼い子どもの教育現場は、子ども観の変化や指導観の多様化、家庭教育機能の低下をはじめ、様々な課題に直面しています。

幼児教育コースは、そうした状況と子どもたちの実態を確実にとらえる研究者や、子どもたちの能力や個性に応じた専門的な知識と実践的な指導力を持つ教員の養成を目標としています。そのために、幼児教育学、幼児心理学、保育内容研究の研究を専門とする教員が連携しながら研究・教育の充実に努めています。

本コースは、①幼児教育学、幼児心理学、保育内容研究のいずれかについて基本的知識を持ち、さらに専門的研究を深めたい人、②教職経験を持ち、専門的に研究することによってさらに実践力を高めたい人、③幼い子どもたちの成長に関わることにやりがいと使命感を感じることが出来る人を求めています。

〈特別支援教育コース〉

特別支援教育コースは、障害のある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じて適切な指導と必要な支援を行うことができるように、なかでも実践的な臨床指導を重視し、教育の現場で直接活かすことができる実践的指導力を身につけた専門的教員の養成を目標としています。

本コースは、①特別支援教育を創造的に推進していこうとする意欲のある人、②特別支援教育に関する様々な課題に主体的に取り組もうとする人、③障害のある幼児・児童・生徒の成長発達にかかわる教職にやりがいと使命感を持てる人、④特別支援教育に関する高度な専門的知識と実践的指導力を身につけようとする人、そして、⑤教育・医療・福祉・労働等に関わる人々との連携・協力を図っていこうとする人を求めています。

② 教科・領域教育専攻

教科・領域教育専攻は、教科教育の多様な視点から学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とします。

〈言語系コース〉

言語系コースは、言語の本質と機能、言語表現、言語芸術に関する総合的研究を基盤に、言語・文学及び言語系教科教育に関する専門的な研究・教育を行い、広い視野と深い学識の上に、教科専門性と実践的スキルを合わせ持ち、一人ひとりの学習に対応できる創意溢れる実践力を持った教員の養成を目標としています。

本コースは「国語」と「英語」の科目群からなり、教科教育の内容と方法に多様な視点を提供します。「国語」の科目群は、国語学、国文学、書写書道、国語科教育の各領域によって構成され、「英語」の科目群は、英語学、英米文学、英語科教育、小学校英語教育の各領域によって構成されています。本コースは、各教科領域の専門的な理論と方法の体得を通して言語を統合的にとらえる実践力を培い、教育研究を創造的に造り上げようとする、意欲的・積極的な人を求めています。

〈社会系コース〉

社会系コースは、社会科教育学、社会科に関する人文科学、社会科学、自然科学の諸領域について総合的・専門的な教育・研究能力を備えた教員の養成を目標としています。

本コースは、①社会認識の歴史の変遷の跡をたどることができ、②社会構造を明らかにすることができ、③地域認識を深めることができ、④これらの成果を教育実践に有機的に関連づけることができ、そして、⑤専門性と学際性に留意し、地域社会と国際社会に寄与することができる能力を備えた教員を養成します。

本コースは、このような教員を目指そうとする志を有する人を求めています。

〈自然系コース〉

自然系コースは、歴史的発展を踏まえた科学観、自然や数理の原理・法則に関する深い知識を習得し、教育現場において児童・生徒に自然科学のおもしろさと感動を教えることのできる能力を養成することを目標としています。

本コースは、「数学」と「理科」の科目群で構成されており、数・図形等の性質を帰納的に導き、証明を通して演繹的に理解することや、実験や観察を通して自然の法則を導くことにより、自然科学に関する理論と方法を探求して、自然科学の進歩に役に立つ精深な学識を養います。また、教育実践の場における教育研究を創造的に推進することのできる能力を備えた教員や、教育現場や職場で生じる様々な問題を冷静かつ理論的に反省し、それらの問題に対して十分な実践力と豊かな独創性をもって改善を図ることができる資質の高い教員を養成します。

本コースは、このような教員を目指そうとする意欲のある人を求めています。

〈芸術系コース〉

芸術系コースは、言葉を超えたコミュニケーション手段である音楽と美術について理論、実践の両面から究めるとともに、芸術によって育まれる豊かな感性を持つ意欲的な人材を養成することを目標としています。

「音楽」の科目群は、音楽教育に関する専門の学芸を教授研究し、人間と音楽との関わりにおいて広く豊かな知識を授けるとともに、音楽教育実践の場において優れた指導力を備えた人材を養成することを目標としています。そのために、声楽、器楽、作曲、音楽学及び音楽科教育の面から、音楽上の技術及び表現力を高めるとともに、社会や文化を背景として成立した音楽としての理解と鑑賞力を育てています。

「音楽」は、音楽の持つ力で日本の教育を変えてみたいと考える人を求めています。

「美術」の科目群は、絵画、彫刻、デザイン及び工芸などの美術制作領域と美術科教育学、美術史・美術理論の専門領域を通して、人間と美術の関わりについて研究しながら、美術教育の実践の場において優れた指導力を備えた人材の育成を目標としています。

「美術」は、将来、学校現場をはじめとする様々な分野で活躍しようとする意欲的な人を求めています。

〈生活・健康系コース〉

生活・健康系コースは、人間が健やかに生活を営む上で必要な理論や実践について、幅広く教授研究し、生活や健康に関連する教育や指導の研究を創造的に推進できる能力を備えた教員や関連する機関でリーダー的役割を担い得る教員を養成することを目標としています。

「保健体育」の科目群は、健康や体育・スポーツを取り巻く今日的諸課題に臨時的に対応できるより高度な専門性と、子どもたちの明るい未来の構築のために柔軟に対応できる実践的指導力、創造的な教育・研究に取り組む力量を持った指導的役割を担い得る教員や健康、体育・スポーツ関連諸機関の指導者を養成することを目標としています。

「保健体育」は、健康や体育・スポーツに関連する諸科学における理論と実践に関して強い興味と関心を持ち、研究を積極的に推進する意欲と実行力を備え、自らの学識・見識を高める意欲のある人を求めています。

「技術」の科目群は、材料加工学、電気・電子工学、機械工学、情報工学、栽培学及び技術科教育学の6つを柱とし、専門知識と広い視野を持ち実践力のある教員の養成を目標としています。

「技術」は、ものづくり教育が人間形成に果たす役割に関心があり、技術創造立国であるわが国の技術科教育の発展を担おうとする人を求めています。

「家庭」の科目群は、家庭科教育学、生活経営学、食物学、被服学、児童学、及び住居学の6つの専門分野で構成されており、家庭生活を中心とした人間の生活を総合的にとらえた上で、暮らしの充実・向上を図る実践的能力を養うことを目標としています。そのため、生まれてから死ぬまでの人間の発達、及び人間の生活を支える科学、さらにこの両者を結びつける生活の経営の視点から、生活者に関わるさまざまな現象を教育・研究の対象としています。

「家庭」は、自然・社会・人文科学における幅広い素養を有し、これからの家庭科教育の発展や、家庭科に関わる専門的な研究について真剣に取り組む人を求めています。

「学校ヘルスケア」の科目群は、学校における健康に関連する諸科学を統合した教育・研究を通じて、広い視野に立った学識を備えた人材や教育実践を創造的に推進できる人材を養成することを目標としています。

「学校ヘルスケア」は、学校における健康に関連する科学と教育実践に強い興味と関心を持ち、自らの学識・見識を高め積極的に研究を推進する意欲と実行力を備えている人を求めています。

(2) 専門職学位課程（教職大学院）

教育実践高度化専攻

教育実践高度化専攻は、多種多様な実践例に学びながら、自らも教育実践を行うことを通して、刻々と変わる教育現場の状況を即時的・総合的に判断しながら、適切な学校運営の実現に向けた協働関係を構築し、実践できる教員を養成することを目的とします。

本専攻は、教育実践リーダーコースと学校運営リーダーコースによって構成されています。

「教育実践」とは、狭く教科学習だけでなく、進路指導、教育相談、生徒指導等をも含む広義のものです。これらは、どれも学校を成り立たせている不可欠な要素です。このため、教育実践リーダーコースでは、教科学習と教科外学習の内容領域を包含するカリキュラム構成としています。また、学習指導と生徒指導の内容領域を有機的に連携し、大学院学生が幅広く学び合える環境、並びに、学部教育と連携し学部学生と互いに学び合える環境の構築に配慮しています。

「学校運営」とは、管理職によって担われる狭義のものではなく、教務主任や生徒指導主事をはじめとするミドルリーダーが協働して行うものを広く包含しているものです。このため、学校運営リーダーコースでは、教員の能力・関心に応じた二つの内容領域（教育課程・教務領域と学年・組織運営領域）を想定して、リーダーに求められる資質能力の向上を図ることをめざしています。

本専攻は、教職経験を踏まえ更なる職能発達をめざす現職教員に加え、学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を身に付け、高い専門性と実践力を持った初等中等教育教員になることを強く志向する人を求めています。

国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則 第 3 号

改正 平成 19 年 3 月 1 日規則第 7 号

改正 平成 20 年 2 月 22 日規則第 3 号

国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成 16 年学則第 1 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」

という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見（国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の経営に関するものを除く。）

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）

(3) 学則（本法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(4) 教員人事に関する事項

(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9) その他上越教育大学の教育研究に関する重要事項

(組織)

第 3 条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる者（以下「評議員」という。）をもって組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名した理事 1 人

(3) 学長が指名した副学長 2 人

(4) 附属図書館長

- (5) 学系長
- (6) 専攻長
- (7) 学長が指名した附属学校長 1 人
- (8) 学長が指名した教授若干人
- (9) 学長が指名した事務系職員若干人
(任期等)

第 4 条 前条第 8 号及び第 9 号に掲げる評議員の任期は、2 年とし、その欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の評議員は、再任することができる。
(議長等)

第 5 条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究評議会を招集し、これを主宰する。
- 3 学長は、委員の 3 分の 1 以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名する理事が、その職務を代行する。
(議案の提出)

第 6 条 教育研究評議会への議案の提出は、学長が行う。

(定足数及び議決数)

第 7 条 教育研究評議会は、評議員(公務出張を命ぜられた者を除く。)の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(評議員以外の者の出席)

第 8 条 議長は、必要があると認めるときは、評議員以外の者を教育研究評議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門委員会の設置)

第 9 条 教育研究評議会は、その所掌事項を専門的に調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 教育研究評議会が必要と認めるときは、前項に規定する専門委員会に教育研究評議会の評議員以外の職員を加えることができる。
(事務の処理)

第 10 条 教育研究評議会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に指名された第 3 条第 7 号及び第 8 号に規定する評議員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。